

議案第 1 1 6 号

ひたちなか市市税条例及び東日本大震災に係る災害被害者に対する
市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市市税条例及び東日本大震災に係る災害被害者に対する市税等の減免
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日 提出

ひたちなか市長 本 間 源 基

平成 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市市税条例及び東日本大震災に係る災害被害者に対する
市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

(ひたちなか市市税条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市市税条例(平成6年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項及び付則第6条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(東日本大震災に係る災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部改正)

第2条 東日本大震災に係る災害被害者に対する市税等の減免に関する条例(平成23年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(納税義務者の)」の次に「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第2条の規定による改正前の」を加え、「法第292条第1項第8号」を「同項第8号」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のひたちなか市市税条例第24条第2項及び付則第6条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

ひたちなか市市税条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新	備考
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下であるものに対しては、均等割を課さない。</p> <p>付 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第6条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下であるものに対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下であるものに対しては、均等割を課さない。</p> <p>付 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第6条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下であるものに対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 略</p>	

東日本大震災に係る災害被害者に対する市税等の減免に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新	備考
<p>(市民税の減免)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 市長は、市民税の納税義務者のうち、その者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は法第292条第1項第8号に規定する扶養親族を含む。）の居住する住宅につき災害により受けた損害の程度が次の各号のいずれかに該当する場合で、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下同じ。）が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して課する平成23年度分の市民税の税額について、次の各号の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該税額にそれぞれ当該右欄に掲げる割合を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 市長は、市民税の納税義務者のうち、その者（納税義務者の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第2条の規定による改正前の法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。）の居住する住宅につき災害により受けた損害の程度が次の各号のいずれかに該当する場合で、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下同じ。）が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して課する平成23年度分の市民税の税額について、次の各号の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該税額にそれぞれ当該右欄に掲げる割合を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	